

令和8年度 中小企業等収益力向上事業費補助金

静岡県商工業局経営支援課

令和8年3月19日(木)



令和8年度中小企業等収益力向上事業費補助金の概要

事業の実施方針

【R7年度実施】

- 事業者(申請者)は伴走支援者(産業支援機関及び金融機関)の支援を受けながら、事業を実施
- 補助事業は1年間又は2年間の選択が可能。事業終了後は伴走支援機関による1年間のフォローアップ

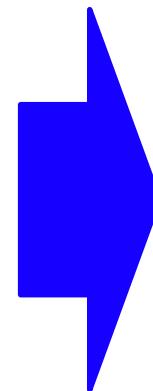


**着実な補助事業
計画の実現**

【R8年度実施分】

(国の動き)

- 「強い経済」を実現する総合経済対策として「中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備」を位置付け
- 重点支援地方交付金を拡充



(県の対応)

- 賃上げ環境の整備を促進するため、賃上げに取り組む企業の支援を拡充
- 2月補正予算に計上し、緊急的に実施(予算拡充)

令和8年度中小企業等収益力向上事業費補助金の概要

制度の比較

区分	R7実施分		R8実施分	
	通常枠	DX推進枠	通常枠	DX推進枠
対象者	県内に主たる事務所(又は主たる事業所)を有する中小企業者等		同左	
補助対象事業	①承認された経営革新計画に基づく事業 ②収益力や生産性の向上につながる自社にとって新たな事業	左記の①又は②の事業で、デジタル技術(AI、ICT、IoT等)を活用した事業	同左 (賃金引上げに取り組む事業者は補助率・上限額を引上げ)	
要件	【付加価値額】年率平均 3%以上↑(目標) 【伴走支援】必須		【付加価値額】同左	
加点措置※(審査上)	・経営革新計画の承認 ・賃上げ(給与支給総額 5%以上↑)		・経営革新計画の承認 ・伴走支援機関が作成した「伴走支援表明書」の提出	
対象経費	設備投資(ソフトウェア・システム開発含む) 研究開発(技術開発)、商品開発、販路開拓等		同左	
補助事業期間	最大2年間		1年間	
補助率	1/2 以内		1/2 以内(賃上げ 2/3 以内)	
補助限度額	500万円 【下限 50万円】	700万円 【下限 50万円】	500万円(賃上げ 700万円) 【下限 50万円】	700万円(賃上げ 1,000万円) 【下限 50万円】
備考	R8 は現行制度での新規募集停止		緊急に対応するために伴走支援を必須としない	

※このほか、「パートナーシップ構築宣言」、「事業承継計画」、「ダイバーシティ経営表彰」、「健康経営優良法人」、「DX推進指標」

令和8年度中小企業等収益力向上事業費補助金の概要

主な変更点

👉ポイント①

補助事業期間が1年になります。

○国の重点支援地方交付金を活用するため、事業期間が短くなります。

- ・補助事業完了期間は令和8年12月31日まで
- ・募集は2回を予定
 - 1次募集:令和8年4月1日～5月15日(予定)
 - 2次募集:令和8年6月1日～6月30日(予定)

👉ポイント②

伴走支援は必須ではなくなります。

○緊急的に行う補助金のため、伴走支援は必須としません。

- ・伴走支援機関から伴走支援を受けられる場合には、審査で加点措置を設けます(伴走支援機関が発行した「伴走支援表明書」の提出が必要)。

令和8年度中小企業等収益力向上事業費補助金の概要

主な変更点

👉ポイント③

賃金引上げに取り組む事業者の補助率・上限額を引き上げます。

○令和7年3月～補助事業完了までに従業員平均賃金3.5%↑が必要です。

- ・応募時に賃金引上げ未実施で、補助事業完了までに引上げを行う場合には、賃金引上げの表明が必要です。
- ・補助事業完了までに要件を満たさなかった場合は、補助率・上限額の引上げが適用されません。
- ・補助率・上限額の優遇を行うため、賃上げの審査加点は行いません。

👉ポイント④

通常枠の機械装置費制限は設けません。

○通常枠でも経費区分が機械装置費のみの申請が可能になります。

- ・DX推進枠では、引き続き、補助上限額を優遇します。

令和8年度中小企業等収益力向上事業費補助金の概要

主な変更点

👉ポイント⑤

補助制度運営主体が変更となります。

○(公財)静岡県産業振興財団が補助制度の運営主体となります。

- ・(公財)静岡県産業振興財団が補助金の募集や交付等を行います。
- ・募集はJグランツ(国が運営する補助金申請システム)で行うことを予定しています。
- ・システムの利用にはGビズID(GビズIDプライムアカウント)の取得が必要になります。取得に数週間かかる場合もありますので、関係する事業者様で補助金の活用を希望する方がおりましたら、事前(早め)の取得をおすすめください。

令和8年度中小企業等収益力向上事業費補助金の概要

その他の留意点

①令和7年度採択事業の取扱

○既存の制度が継続されます。(令和8年度の新規募集は行いません)

・補助事業期間1年で採択されている事業者については、令和8年度がフォローアップ期間になります。

→別途、令和8年度の新規募集に応募可能です。

・補助事業期間2年で採択されている事業者については、今後、令和8年度の継続事業について、交付申請の手続きが必要になります。

→令和8年度の新規募集と補助金の併用はできません。新規募集に応募する場合には、継続事業の取下げが必要になります。

令和8年度中小企業等収益力向上事業費補助金の概要

その他の留意点

②加点項目

○賃上げ加点は廃止、伴走支援加点を追加。その他の加点は継続予定です。

- ・経営革新加点は特に大きな加点を設けているため、補助金の活用を希望する場合、承認を取得し、計画に沿った内容で申請すると大幅に有利になります。

補助対象事業（再掲）

1 承認された経営革新計画に基づく事業

- ・県知事の承認を受けた計画内容に沿った取組み
- ・大きな審査加点対象

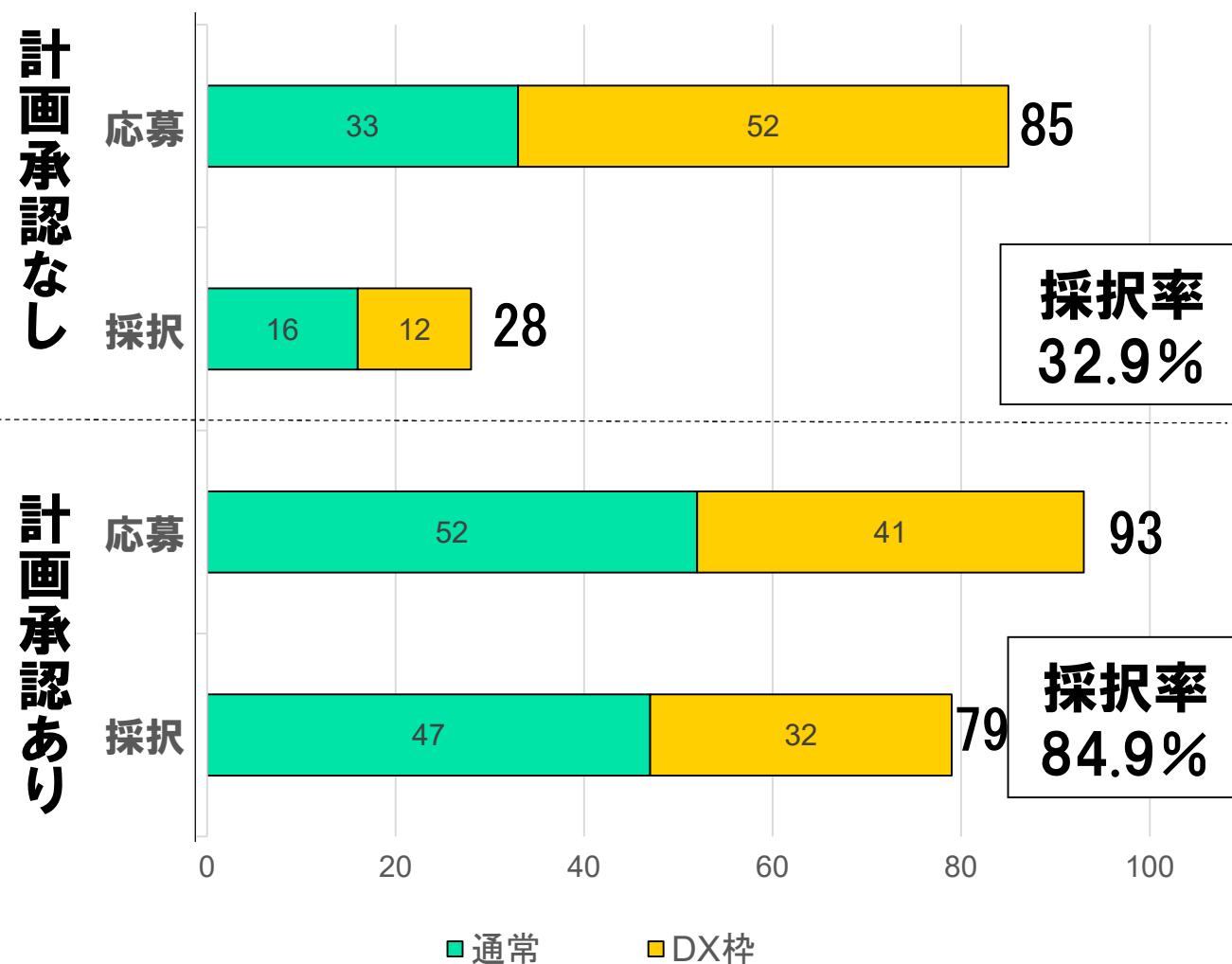
2 収益力や生産性の向上につながる自社にとって新たな事業

令和8年度中小企業等収益力向上事業費補助金の概要

その他の留意点

令和7年度中小企業等収益力向上事業費補助金採択結果

収益力向上事業費補助金における経革新計画案件の状況

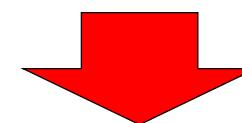


○応募件数178件のうち、経営革新計画の承認を受けていたものは93件

○採択件数107件のうち、経営革新計画の承認を受けていたものは79件

○経営革新計画の承認を受けていたものは84.9%が採択されている

○経営革新計画の承認を受けている案件は、承認の過程で現状や課題分析ができていたため、事業計画も内容が充実している



審査でも高評価